

Ⅲ. 入学資格に関する資料

第 37 回 社会福祉士国家試験『受験の手引き』より抜粋

児 童 分 野			施設・職種 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		1-(2) 保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
		1-(3) 自立支援担当職員	1374
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		1-(4) 自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	1-(5) 心理担当職員	1564
		2-(33) ★児童指導員（※2）	1391
	知的障害児通園施設	★保育士（※3）	1392
		★児童指導員（※2）	1401
	盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	2-(33) ★保育士（※3）	1402
		★児童指導員（※2）	1411
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療養施設〕	★児童指導員（※2）	1412
		★保育士（※3）	1421
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	★児童指導員（※2）	1422
		児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
	重症心身障害児施設	1-(6) 自立支援担当職員	1435
		★児童指導員（※2）	1441
	児童自立支援施設	★保育士（※3）	1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童家庭支援センター	児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
	児童家庭支援センター	1-(7) 自立支援担当職員	1456
		相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	1641
		里親等支援員	1642
		里親研修等担当者	1643
		家庭支援専門相談員	1644
		自立支援担当職員	1645
		養親等相談支援員	1646
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	★指導員（※1）	1571
		★児童指導員（※2）	1572
		★保育士（※3）	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1575
		★障害福祉サービス経験者（※4）	1576
		★指導員（※1）	1571
		★児童指導員（※2）	1572
		★保育士（※3）	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1575
		★障害福祉サービス経験者（※4）	1576
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577
		児童発達支援管理責任者	1574
	保育所等訪問支援事業を行う施設	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577
		児童発達支援管理責任者	1574
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581
		相談支援員	1582
	乳児院	児童指導員	2511
		保育士	2512
		個別対応職員	2513
		家庭支援専門相談員	2514
		里親支援専門相談員	2515
	医療型児童発達支援を行う施設	★児童指導員（※2）	5211
		★保育士（※3）	5212
		児童発達支援管理責任者	5213
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	5214
	指定発達支援医療機関 （肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣府が指定するもの）	★児童指導員（※2）	2451
		★保育士（※3）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531
		個別対応職員	2352
		自立支援担当職員	2353
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	若年被害女性等支援事業を行っている事業所 2-(89)	相談援助業務又は自立支援を行う職員	5221
	養育支援訪問事業を行っている事業所 2-(90)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く) 2-(91)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所 2-(92)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 2-(93)	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 2-(94)	支援コーディネーター	5271
		母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 2-(95)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所 2-(96)	相談援助業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター 2-(97)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		就労支援員	5303
	地域子育て相談機関 2-(98)	相談支援業務を行っている職員	5311
そ の 他	利用者支援事業を行っている施設 2-(26)	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行う職員(相談員)	2291
	支障児等療育支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2-(21)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業 2-(23)〕	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設 2-(29)	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関 2-(74)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2-(77)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター 2-(85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111

注意事項

- (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 1-(23)	生活相談員 1011
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	介護老人保健施設 1-(23)	支援相談員	1021
		相談指導員	1023
	介護医療院 1-(23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
	指定介護療養型医療施設 1-(23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	地域包括支援センター 1-(24)	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員	2221
		計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(42), 2-(46)	生活相談員	2011
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む) 2-(42)	生活相談員	2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(44)	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(45)	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(48)	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(49)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2911
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老人福祉法	養護老人ホーム 1-(21)	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(21)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム (〔 都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む 〕 1-(21)	生活相談員	1071
		主任生活相談員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(21)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(21)	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター 1-(21)	生活相談員	1101
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(21)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(51)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (〔 高齢者共済付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業 〕 2-(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2801

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1-(13)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕 1-(14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律	精神保健福祉センター 1-(15)	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1341
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1343
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1344
知的障害者 福祉法	知的障害者更生相談所 1-(20)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354
障 害 者 綜 合 支 援 法	障害者支援施設 1-(25)	★生活支援員（※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター 1-(26)	★指導員（※7）	1131
	福祉ホーム 1-(27)	管理人	1141
	基幹相談支援センター 2-(82)	相談援助業務を行っている職員	5121
	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕 2-(5)	★生活支援員（※7）	2831
		★生活支援員（※7）	2841
	身体障害者療養施設 （入所、通所、小規模通所） 2-(5)	★生活支援員（※7）	2851
	身体障害者福祉工場 2-(5)	★指導員（※7）	2861
	精神障害者生活訓練施設 2-(6)	精神保健福祉士	1191
		精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神保健福祉士	1201
		精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神保健福祉士	1211
		精神障害者社会復帰指導員	1212
	精神障害者福祉工場 2-(6)	精神保健福祉士	1211
	精神障害者福祉ホーム 2-(6)	管理人	1221
	知的障害者更生施設 （入所、通所） 2-(7)	★生活支援員（※7）	1231
		★生活支援員（※7）	1241
		★生活支援員（※7）	1251
	知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 2-(7)	★生活支援員（※7）	1241
	知的障害者通所寮 2-(7)	★生活支援員（※7）	1251

障害者分野			施設・職種コード			
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種				
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(28)	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	1271 1272		
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練） 1-(28)	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	1281 1282		
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む） 1-(28)	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1291 1292 1293 1294		
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型） 1-(28)	★生活支援員（※7） サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1301 1302 1303		
		就労定着支援を行う施設 1-(28)	就労定着支援員 サービス管理責任者	1621 1622		
		自立生活援助を行う施設 1-(28)	地域生活支援員 サービス管理責任者	1631 1632		
		療養介護を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	1261		
		短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2341		
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351		
		共同生活介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361		
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む〕 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2371		
		障害者総合支援法	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381
				日中一時支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
				障害者相談支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
			一般相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員	1591	
特定相談支援事業所 1-(30)	相談支援専門員 相談支援員		1601 1602			
相談支援事業を行う施設 2-(35)	相談支援専門員		2871			
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2301			
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302			
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(66)	相談支援を担当する職員	2461			
		就労支援を担当する職員	2462			
注意事項 （※7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。） ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。						

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(67)	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター 2-(68)	障害者職業カウンセラー	2481
		職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター 2-(70)	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター 2-(72)	主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
		主任職場定着支援担当者	2503
		生活支援担当職員	2504
	公共職業安定所 2-(73)	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
		障害学生等雇用サポーター	2982
その他	知的障害者福祉工場 2-(16)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(39)	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設 2-(41)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(69)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(71)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514

その他の分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
医療法	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
	1- (12) 退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設 1- (16)	生活指導員 1491
	更生施設 1- (16)	生活指導員 1501
	授産施設 2- (1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く） 2591
	宿所提供施設 2- (1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く） 2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所 2- (65)	就労支援員 2931
	日常生活支援住居施設 2- (86)	生活支援員 5181 生活支援提供責任者 5182
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員 2941 相談支援員 2942
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員 2943
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労準備支援担当者 2944
	2- (63)	家計改善支援員（家計相談支援員を含む） 2945
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員） 1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員） 1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員） 1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員） 1474
		現業員・ケースワーカー 1481
		家庭児童福祉主事 1482
		家庭相談員 1483
		面接相談員 1484
		女性相談支援員 1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員 1486
	1- (17)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 1488
	隣保館 2- (9)	相談援助業務を行っている指導職員 2611
	都道府県社会福祉協議会 2- (10)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員） 2621
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕 2622
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会 2- (11)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員） 2631
		福祉活動専門員 2632
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕 2633

その他の分野			施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
困難な問題を抱える女性 (の支援)に関する法律	女性相談支援センター 1-(18)	相談支援員	1531
		心理支援員	1532
	女性自立支援施設 1-(19)	女性相談支援員	1533
		入所者の自立支援を行う職員	1541
母子 保健法	母子健康包括支援センター 2-(78)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設 2-(87)	相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力 防止法	配偶者暴力相談支援センター 2-(88)	女性相談支援員	5201
並びに 母子及び父子 福祉法	母子・父子福祉センター 1-(22)	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事 収容施設 法	刑事施設 2-(17)	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官(心理)	5013
		福祉専門官	5014
少年 院法	少年院 2-(17)	法務教官	5021
		法務技官(心理)	5022
		福祉専門官	5023
少年 鑑別所 法	少年鑑別所 2-(17)	法務教官	5031
		法務技官(心理)	5032
更生 保護 法	地方更生保護委員会 2-(18)	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所 2-(18)	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生 保護 事業 法	更生保護施設 2-(19)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判 所法	家庭裁判所 2-(83)	家庭裁判所調査官	5131
労働者 災害 補償 保険 法	労災特別介護施設 2-(20)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の 患者等 に対する 法律	難病相談支援センター 2-(75)	難病相談支援員	5061

その他の分野			施設・職種コード
施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
の成年後見制度の利用 の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(81)	相談援助業務を行っている職員	5141
その他の	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2-(24)	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(27)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(28)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2-(54)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕 2-(55)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(56)	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている職員	2751 2752
	地域生活定着支援センター 2-(57)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2-(58)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2-(59)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971
		主任相談支援員	2891
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)	相談支援員	2892
	家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(62)	就労支援員 家計相談支援員	2893 2894
	地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(76)	支援コーディネーター	5071
	地域若者サポートステーション 2-(79)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5161
	厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(99)	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたって、60ページ「4(1) 認定基準」に該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に電話で連絡してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、聴覚幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過のデイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通所寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201